

議 事 録 (要旨)

平成28年9月28日(水)午後1時30分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

| 議案番号 | 議 案 名 | 議決結果 |
|--------|---|--------------|
| 第23号議案 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について | 決定 |
| 第24号議案 | 農用地利用集積計画の決定について | 決定 (一部保留) |
| 第25号議案 | 農地法第3条第1項の許可の申請について | 許可 |
| 第26号議案 | 農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定について | 決定 (許可相当) |
| 第27号議案 | 現況証明について | 交付決定 |

2 報告事項

| 議案番号 | 議 案 名 |
|--------|-------------------------------------|
| 第37号報告 | 農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について |
| 第38号報告 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について |
| 第39号報告 | 農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について |
| 第40号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について |
| 第41号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について |
| 第42号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について |
| 第43号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について |
| 第44号報告 | 農地等の現況調査結果の確認について |

3 その他

○出席委員 19名

| | | | |
|-----|----|-----|--------------|
| 2番 | 吉田 | 清治 | |
| 3番 | 屋敷 | 忠雄 | |
| 4番 | 山本 | 隆夫 | |
| 5番 | 小寺 | 辰夫 | |
| 6番 | 鈴木 | 肇 | |
| 7番 | 阿部 | 勝征 | |
| 8番 | 前川 | 秀人 | |
| 9番 | 池田 | 敏雄 | |
| 10番 | 杉本 | 康治 | |
| 12番 | 堀内 | 敏正 | |
| 13番 | 渡辺 | 紳七 | |
| 14番 | 山本 | 清幸 | |
| 15番 | 田谷 | 美千代 | |
| 17番 | 北 | 定 | (農地部会長職務代理者) |
| 18番 | 武澤 | 義明 | (会長職務代理者) |
| 19番 | 北川 | 健 | (農地部会長) |
| | 細江 | 昭夫 | (会長) |
| | 市村 | 武男 | (会長職務代理者) |

○欠席委員 2名

| | | |
|-----|----|----|
| 1番 | 高橋 | 隆夫 |
| 11番 | 毛利 | 清治 |

○出席職員

| | | | |
|----------|-----|----|----|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 石川 | 行芳 |
| | 局次長 | 渡邊 | 正英 |
| | 主任 | 島田 | 竜彦 |
| | 主幹 | 猪坂 | 朋彦 |
| | 主査 | 小林 | 恵美 |
| | 主事 | 中出 | 剛史 |
| | 主事 | 伊藤 | 剛 |
| 農政企画室 | 主幹 | 高嶋 | 一英 |
| | 副主幹 | 岩野 | 俊二 |

開 会

午後1時30分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

19番 北川
農地部会長
(議 長)

それでは、ただ今から9月の農地部会を開催いたします。

なお、1番 高橋委員、11番 毛利委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

では、指名させていただきます。議席番号8番 前川委員、9番 池田委員、ご両名よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

第23号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。市長より意見を求められている案件の審議でありますので、よろしくお願いたします。

なお、第23号議案中、資料No.1の島寺地区の番号28につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第2項、議事参与の制限に該当しますので、議席番号13番 渡辺委員には審議終了まで退席をお願いします。

(13番 渡辺委員 退席)

議 長

それでは、第23号議案中、資料No.1の島寺地区の番号28について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第23号議案資料No.1の島寺地区の番号28の農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第23号議案中資料No.1の島寺地区の番号28の農用地利用配分計画(案)について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第23号議案中、資料No.1の島寺地区の番号28に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
13番 渡辺委員に入場をお願いします。

(13番 渡辺委員 入場)

議 長

13番 渡辺委員に報告します。第23号議案中、資料No.1の島寺地区の番号28につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。引き続き、第23号議案中、資料No.1の番号28を除く案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第23号議案中資料No.1の島寺地区の番号28を除く農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第23号議案中資料No.1の島寺地区の番号28を除く農用地利用配分計画(案)について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

9番
池田委員

資料No.1の番号59までの中間管理機構との権利設定及び借受者との権利設定について、1反あたり借賃が「バー」になっているが、これは借賃0円ということか。また期間10年間は借賃の額の変更はできないのか。

農政企画室

借賃が「バー」になっているところは0円とうことです。また、借賃の変更については、出し手と借り手が協議して変更が必要ということであれば可能です。

9番
池田委員

借賃0円というのは、島寺は耕作条件が悪い場所だからか。

| | |
|-------------|--|
| 農政企画室 | 島寺が悪い場所ということはありません。ただ、耕作条件が悪いところについては借賃が安いという傾向はあります。 |
| 5 番 小寺委員 | 極端な言い方だが、貸す人と借りる人が話して決めたなら、借賃は0円でも100万円でも構わないということか。 |
| 農政企画室 | 当事者の話合いの結果を尊重します。ただし、借賃が100万円となれば理由は確認します。 |
| 4 番 山本委員 | 市の方で決めごとはないのか。 |
| 9 番 池田委員 | 借賃の妥当性について、福井市で審査することがあるのか。 |
| 農政企画室 | あまりにも極端な額であれば機構から指摘があると思われれます。また、同じ集落内で借賃に差がある場合も理由を確認します。 |
| 議 長 | 他にございませんか。 (特に声なし) |
| 議 長 | 他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第23号議案中、資料No.1の島寺地区の番号28を除く案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)についてご異議ございませんか。 (異議なしの声) |
| 議 長 | ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。 したがって、第23号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。 続きまして、第24号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | (第24号議案 説明) |

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

14 番
山本委員

利用権で借り受けた農地についてはどのような事業を行うのか。

事務局

野菜の栽培を行うこととなっております。

14 番
山本委員

16万円という高い借り賃を払うことになっているが、どのような野菜の栽培をするのか。

事務局

なすやピーマン等の露地栽培であると聞いております。

9 番
池田委員

1 番から 4 番の案件の借受人はどのような法人なのか。

事務局

法人としては汚水の処理等を行っております。農業を主たる事業とした法人ではないので農地所有適格法人の要件は満たしておりませんが、一般法人については解除条件付貸借契約であること、地域における役割分担のもとに農業を行うこと、業務執行役員のうち 1 人以上が農業常時従事者であるという 3 点の要件を満たせば農地を借りることができます。提出書類によって、要件を満たしていることを確認しております。

9 番
池田委員

はじめは農業をしていますが、最終的な目的は本当に農業なのか。

2 番
吉田委員

事務局の方で農業をしていることを定期的に現地確認する必要があるのではないかと。

事務局

年 1 回の報告が法律で定められています。

2 番
吉田委員

年 1 回では足りないのでは。

事務局

事務局で定期的な現地確認を検討します。

細江会長

運営会議で検討するという事で継続審議にしましょう。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第24号議案中、番号1から番号4までは継続審議とし、番号5-1、5-2及び6に対して原案どおり農用地利用集積計画を決定することについてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第25号議案「農地法第3条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第25号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第25号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第26号議案「農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第26号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、9月20日(火)に事前調査を行っております。その結果を当番委員でありました議席番号6番 鈴木委員から報告をお願いします。

6 番
鈴木委員

(第 26 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 26 号議案は、許可相当と認め、意見決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第 27 号議案「現況証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 27 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、9 月 20 日 (火) に事前調査を行っておりますので、その結果を北部会長職務代理者から報告をお願いします。

17 番 北
農地部会長
職務代理者

(第 27 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 27 号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
続いて、報告事項に入ります。第 37 号報告ないし第 44 号報告を、一括して議

題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第37号報告ないし第44号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。9月農政部会の報告を、市村会長職務代理者よりお願いします。

市村会長
職務代理者

(農政部会 報告)

議長

続きまして、その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程 説明)

議長

本日の審議内容の総括を、北部会長職務代理者よりお願いします。

17番 北
農地部会長
職務代理者

本日は審議事項が5件、報告事項が8件で、第24号議案は一部継続審議となったほかは、いずれも原案のとおり決定し、報告は報告のとおり確認いたしました。委員の皆様には慎重なご審議と妥当なご決議をいただきありがとうございました。

議長

これをもちまして9月の農地部会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

閉 会

午後2時30分

